

河川管理のパートナーを募集します！ ～最上川・赤川水系の「河川協力団体」を募集～

平成25年度に創設された河川協力団体制度に基づき、最上川水系・赤川水系の国管理区間において「河川協力団体」を募集します。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

今回の募集は、河川協力団体として河川の維持、河川環境の保全等の活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となります。

なお、現在最上川水系では4団体、赤川水系では2団体が河川協力団体として活動中です。

※平成25年6月の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設。

今後、河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動してもらい、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実が図られることを期待しています。

1. 募集期間 : 平成30年11月 1日(木)～平成30年12月10日(月)
2. 募集要項等 : 別添資料をご参照ください。
なお、様式等のデータについては、各事務所・管理所のホームページから入手可能です。

山形河川国道事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

酒田河川国道事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>

新庄河川事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/>


最上川ダム統合管理事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/mogami/>

月山ダム管理所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/gassan/>

3. 募集機関 : 東北地方整備局 山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、
新庄河川事務所、最上川ダム統合管理事務所、月山ダム管理所

《発表記者会：山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部、酒田記者クラブ、鶴岡記者会、
エフエム山形、酒田エフエム放送、コミュニティ新聞社》

問い合わせ先

| | | |
|--|----------------------------|------------------------|
|  国土交通省 | 国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 | TEL 023-688-8942 |
| | 技術副所長 | さとう かつみ 佐藤 勝美 (内線204) |
| | 河川管理課長 | つちだ あきお 土田 昭夫 (内線331) |
| | 国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 | TEL 0234-27-3497 |
| | 技術副所長 | さとう としあき 佐藤 俊明 (内線204) |
| | 河川管理課長 | くろさか ひろき 黒坂 宏紀 (内線331) |
| | 国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 | TEL 0233-22-0275 |
| | 技術副所長 | ごとう こうし 後藤 浩志 (内線204) |
| | 管理課長 | たむら きみひと 田村 公仁 (内線331) |
| | 国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 | TEL 0237-75-2312 |
| | 技術副所長 | さかもと さとし 坂本 悟 (内線204) |
| | 管理課長 | あべ けんいち 阿部 健一 (内線331) |
| 国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所 | TEL 0235-54-6711 | |
| 所 長 | おおば まさる 大場 将 (内線201) | |
| 専 門 官 | たかはし ひろあき 高橋 弘秋 (内線330) | |

【河川協力団体の活動紹介】

『山形河川国道事務所管内』

河川協力団体名：美しい山形・最上川フォーラム

(H26.4.24指定)

★美しいやまがた クリーンアップキャンペーン

置賜～庄内地域の河川周辺のクリーン・アップ活動を実施しています。

どこに、どんなゴミが、どれくらい落ちているかを調査し、何が原因となっているかを考え、ゴミの減量化、不法投棄をさせない等の社会づくりを目指す取組を平成14年から継続的に実施しています。

平成29年8月～10月までの期間で、49団体、1,517名の方に参加いただいています。



平成29年度活動報告書より

★身近な川や水辺の健康診断

県内一斉に、各地域を流れる河川の水質やその水辺の環境を、簡単な水質調査キットを使用し調査を実施しています。これは、河川への関心を深め、水辺の環境保全等につなげていくことを目的に、平成14年から継続的に実施しています。

平成29年度は87団体、1,212名に参加いただき、259箇所を調査を実施しました。

調査結果は最上川フォーラムのホームページや活動報告書で公表し、流域全体での情報共有や、地域ごとの課題解決のための材料として活用しています。



この他にも『美しい元気な山形づくり』として様々な活動を行っています！

【河川協力団体の活動紹介】

『酒田河川国道事務所管内』: 赤川水系赤川

河川協力団体名: 特定非営利活動法人 鶴岡淡水魚 夢童の会

(H26.4.24指定)

★赤川の自然環境学習

地域の小学生児童に、赤川に生息する魚類をはじめとした、生物についての環境学習を行っています。

赤川に遡上するサクラマスの生涯についての語りや、サクラマスの稚魚放流、カジカ捕り体験など、地域の児童への自然体験学習を積極的に取り組んでいます。



サクラマスの稚魚放流



カジカ捕りの様子

【河川協力団体の活動紹介】

『酒田河川国道事務所管内』:最上川水系最上川

河川協力団体名:株式会社 みなと

(H26.4.24指定)

★最上川右岸国際海岸 クリーンアップキャンペーン

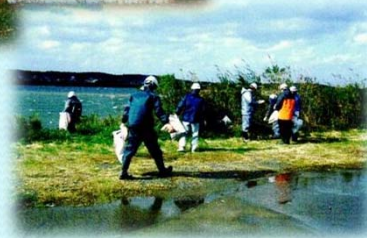
最上川右岸河口付近のクリーンアップ活動を実施しています。

収集したゴミは、どこに、どんなゴミが、どれくらい落ちているかを種類ごとに分類調査し、何が原因となっているかを考え、ゴミの減量化、不法投棄をさせない等の社会づくりを目指す取組に役立てます。



分類調査の様子

回収したゴミと一緒に



河川清掃の様子

株式会社 みなと・河川協力団体清掃活動
最上川右岸国際海岸クリーンアップキャンペーン (ICC) 調査結果まとめ

○国際海岸クリーンアップキャンペーンの概要
国際海岸クリーンアップキャンペーンは、1986年アメリカのNGO『オーシャン・コンサーバシブ』の呼びかけに応じてスタートしたグローバルな市民参加型の海洋・河川ごみ調査です。
調査結果に基づいて海洋ごみの現状を把握し、調査に参加することを通じてごみの問題及び海洋環境への関心を高めてもらうことを目的としています。日本では一般社団法人JEANがナショナルコーディネーターとなって普及と取りまとめを行っています。参加者が調査手法に慣れてきてデータの精度が上がったため、調査結果をJEANへ報告することになりました。

○調査概要
日時 2017年 10月 21日 (土) 9:00~11:00
調査場所 最上川右岸 出羽大橋下流 1.9km
①出羽大橋一下瀬水位観測所 600m
②水位観測所一船溜まり 1300m
参加人数 60人

○調査結果
回収したサンプル数は、3,581個で昨年のサンプル数より増加しました。(2016年2,153個、2015年3,951個)一昨年並みに戻ったので、2016年度が第36回全国豊かな海づくり大会に関連した清掃活動が多数行われたため、特別に少なかったという見方もできます。
流出起源別の割合は右のグラフの通りです。破片、かけら類を除くと飲料関連が最も多く、全体の25%、(892個)を占めていました。次に多いのはタバコ関連 623個 (17%)、生活関連 342個 (10%)、食品関連 340個 (9%)と続きます。タバコ関連が17% (623個)と増加した要因としては、芋煮会利用者のポイ捨てごみが考えられます。芋煮用のかまどの周辺に吸い殻がまとまって散乱していました。上流から漂着するごみと違い、発生源が判明しているので利用者の意識の向上を呼び掛けることで改善の見込みがあります。
個別の品目をみると、破片、かけら類を除いた割合でペットボトル (10.7%、382本)と飲料缶 (10%、357本)が多く、次に続く食品の包装・袋 (3.2%)を大きく引き離しています。詳しくは調査結果の詳細をご覧ください。

参考
一般社団法人JEAN <http://www.jean.jp/>
美しいやまがたの海プラットフォーム <http://yamagatap.info/>

平成29年度活動報告書より

【河川協力団体の活動紹介】

『酒田河川国道事務所管内』:最上川水系京田川

河川協力団体名:山形県ボート協会

(H27.3.2指定)

★京田川 クリーン運動

最上川支川の京田川をフィールドとして活動する、ボート競技の団体です。

毎日の練習で使用するほか、年4回ほど開かれる競技大会もあり、大会終了後には参加選手・役員で清掃活動を行っています。また、安全にボート競技ができるよう安全指導講習会も開催しています。

活動期間の4月から11月上旬までは、毎月1~2回河川敷の除草を行って、散歩などで利用される地域の方々にも気持ちよく使っていただけるよう心がけています。



清掃活動の様子



河川敷除草の様子



安全指導講習会

【河川協力団体の活動紹介】

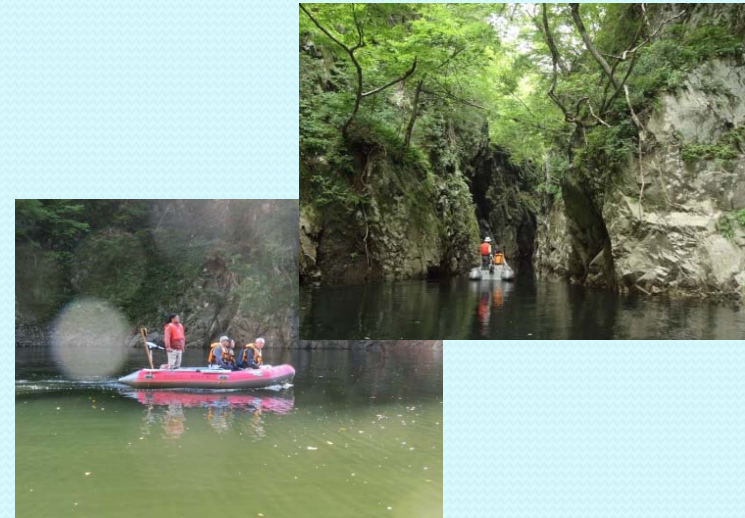
『最上川ダム統合管理事務所管内』

河川協力団体名：最上川リバーツーリズムネットワーク

★ながい百秋湖遊覧

(H26.4.24指定)

ながい百秋湖(長井ダム湖)周辺は素晴らしい自然景観があり、特に上流部の三淵渓谷(みふちけいこく)をゴムボートによるツーリングを実施することで、ダムと市民をつなぐだけでなく、旅行者にも広く紹介されています。この取組は、各種メディア等で紹介されており、多くの観光客の集客につながっており、地域の活性化に貢献しています。



★ウォーターインタープリター養成講座

長井市を流れる清流置賜野川の水源地域と、その自然環境を深く理解し、後世へ守り伝えていく「水の案内人」を育成する講座を開催しています。

これまで5回の開催で、地域づくりや水環境に興味がある36名が、野外活動に必要な座学や実習を経てウォーターインタープリターに認定され、様々な場面で活躍しています。

この他に自然環境保全や地域づくりなど様々な活動を行っています！



【河川協力団体の活動紹介】

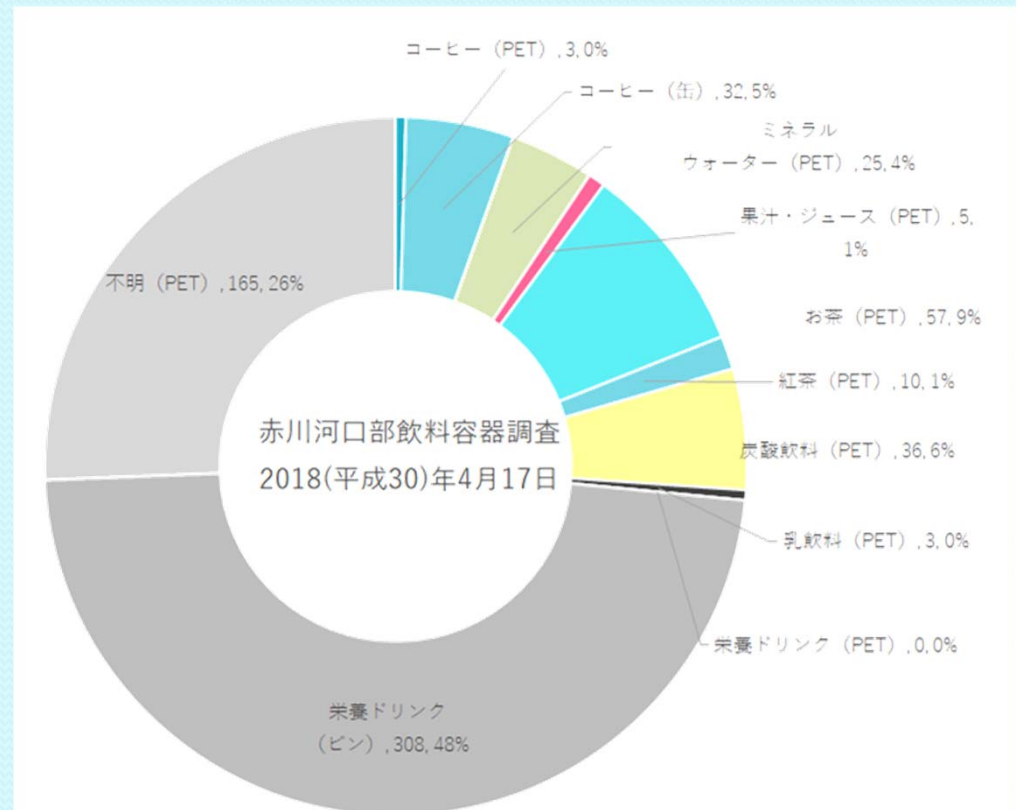
『酒田河川国道事務所管内』: 赤川水系赤川

河川協力団体名: 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

(H30.3.9指定)

★散乱ゴミの実態把握調査、啓発活動を行っています。

鶴岡市を流れ、酒田市で日本海に注ぐ赤川の河口をフィールドに、飲料用のペットボトルの種類別の個数調査を行っています。集計したデータは、山形県が行う海岸漂着物問題対策事業や、各種研修会、広報資料に役立てていく予定です。



平成30(2018)年度4月調査結果



河川協力団体制度

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、『河川協力団体制度』が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援（※1）するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

（※1）許可の簡素化等

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等



河川敷清掃



ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等



外来種調査



鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



マイ防災マップづくり



安全利用講習

5 上記に附帯する活動

河川協力団体制度 Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A. 「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知いたします。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査に当たっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施いたします。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8（※2）に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

《要件》

1. 代表者が定まっていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
3. 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
4. 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
5. 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 直近1年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると思われられないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（※2）河川法施行規則第33条の8（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第58条第8項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 場合によっては委託を受けることが可能になります。

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川維持管理等の委託を受けることが可能となります。例として、河川管理施設の維持、除草、河川に関する調査や管理・環境の啓発活動などがあげられます。なお、委託については、公募等の適正な手続きを経て行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ
委託可能

拡大

【法改正後】

地方公共団体又は国土交通省令
で定める要件に該当するもの
(河川協力団体等)に委託可能

《委託の例》

「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) ビオトープの整備、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

A. 場合によっては許可等が簡素化されます。

河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。

《例》

現状において下記の行為は、**河川法第24条、第26条の許可が必要**になります。

これらの河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。




市民団体による看板設置事例 (太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例 (佐波川)

国管理の各水系・ダムの窓口一覧

国管理区間の河川協力団体制度に関する詳細や質問などがありましたら、各水系・ダムを管理している下記窓口へ問い合わせください。

| ● 水系・ダム名 | ● 事務所・管理所名 | ● 所在地 | ● 担当窓口・連絡先 |
|---|--------------|-------------------------------------|----------------------------------|
|  岩木川水系 馬淵川水系 | 青森河川国道事務所 | 〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-38 | 河川占用調整課 017-734-4537 (ダイヤルイン) |
|  高瀬川水系 | 高瀬川河川事務所 | 〒039-1165 青森県八戸市石堂三丁目7-10 | 工務課 0178-28-8943 (ダイヤルイン) |
|  北上川水系 (上流) | 岩手河川国道事務所 | 〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2 | 河川占用調整課 019-624-3273 (ダイヤルイン) |
|  北上川水系 (下流) 鳴瀬川水系 | 北上川下流河川事務所 | 〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80 | 占用調整課 0225-94-9851 (ダイヤルイン) |
|  名取川水系 阿武隈川水系 (下流) | 仙台河川国道事務所 | 〒982-0007 仙台市太白区あすと長町4-1-60 | 河川管理課 022-304-1813 (ダイヤルイン) |
|  阿武隈川水系 (上流) | 福島河川国道事務所 | 〒960-8584 福島県福島市黒岩字榎平36 | 河川管理課 024-539-6129 (ダイヤルイン) |
|  子吉川水系 雄物川水系 (下流) | 秋田河川国道事務所 | 〒010-0951 秋田県秋田市山王一丁目10-29 | 河川管理課 018-864-2290 (ダイヤルイン) |
|  雄物川水系 (上流) | 湯沢河川国道事務所 | 〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2 | 河川管理課 0183-73-5340 (ダイヤルイン) |
|  米代川水系 | 能代河川国道事務所 | 〒016-0121 秋田県能代市鮎刈字一本柳97-1 | 河川管理課 0185-70-1246 (ダイヤルイン) |
|  最上川水系 (上流) | 山形河川国道事務所 | 〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3-55 | 河川管理課 023-688-8942 (ダイヤルイン) |
|  最上川水系 (中流) | 新庄河川事務所 | 〒996-0071 山形県新庄市小田島町5-55 | 管理課 0233-22-0275 (ダイヤルイン) |
|  最上川水系 (下流) 赤川水系 | 酒田河川国道事務所 | 〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2-1 | 河川管理課 0234-27-3497 (ダイヤルイン) |
|  四十四田ダム、御所ダム、田 瀬ダム、湯田ダム、胆沢ダム | 北上川ダム統合管理事務所 | 〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1 | 調査課 019-643-7831 (代表) |
|  寒河江ダム、白川ダム、 長井ダム | 最上川ダム統合管理事務所 | 〒990-0732 山形県西村山郡西川町大字砂子関158 | 管理課 0237-75-2312 (ダイヤルイン) |
|  浅瀬石川ダム、津軽ダム | 岩木川ダム統合管理事務所 | 〒036-1422 青森県津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢38-2 | 調査課 0172-85-3035 (代表) |
|  鳴子ダム | 鳴子ダム管理所 | 〒989-6806 宮城県大崎市鳴子温泉字岩淵2-8 | 管理係 0229-82-2341~2 (代表) |
|  釜房ダム | 釜房ダム管理所 | 〒989-1505 宮城県柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6 | 管理係 0224-84-2171 (代表) |
|  七ヶ宿ダム | 七ヶ宿ダム管理所 | 〒989-0536 宮城県刈田郡七ヶ宿町字切通52-40 | 管理係 0224-37-2122~3 (代表) |
|  玉川ダム | 玉川ダム管理所 | 〒014-1205 秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92 | 管理係 0187-49-2170 (代表) |
|  月山ダム | 月山ダム管理所 | 〒997-0405 山形県鶴岡市上名川字東山8-112 | 管理係 0235-54-6711 (代表) |
|  三春ダム | 三春ダム管理所 | 〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4 | 管理係 0247-62-3145 (代表) |
|  摺上川ダム | 摺上川ダム管理所 | 〒960-0271 福島県福島市飯坂町茂庭字蟬野山25 | 管理係 024-596-1275~6 (代表) |

県管理区間については、各県へお問い合わせください。